

改正案	現行
<p><b>第5章</b> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p>	<p><b>第5章</b> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p>
<p style="text-align: center;"><b>第1節 総 則</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 総 則</b></p>
<p>▶ <b>第1 目的</b></p>	<p>▶ <b>第1 目的</b></p>
<p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>
<p>▶ <b>第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</b></p>	<p>▶ <b>第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</b></p>
<p>本町の地域に係る地震防災に関し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「各機関の役割と業務大綱」に定めるところによる。</p>	<p>本町の地域に係る地震防災に関し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「各機関の役割と業務大綱」に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p><b>第2節 災害対策本部等の設置等</b></p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>▶ <b>第1 災害対策本部等の設置</b></p> <p>町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、または当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したとき、災害対策基本法に基づき、直ちに丸森町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</p> <p>▶ <b>第2 災害対策本部の組織及び運営</b></p> <p>災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、丸森町災害対策本部条例、丸森町災害対策本部運営要綱及び第2章第6節「職員の配備体制」に定めるところによる。</p> <p>▶ <b>第3 災害応急対策要員の参集</b></p> <p>配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については、第3章第1節「防災活動体制」に定めるところによる。</p>	<p><b>第2節 災害対策本部等の設置等</b></p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>▶ <b>第1 災害対策本部等の設置</b></p> <p>町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、または当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したとき、災害対策基本法に基づき、直ちに丸森町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</p> <p>▶ <b>第2 災害対策本部の組織及び運営</b></p> <p>災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、丸森町災害対策本部条例、丸森町災害対策本部運営要綱及び第2章第6節「職員の配備体制」に定めるところによる。</p> <p>▶ <b>第3 災害応急対策要員の参集</b></p> <p>配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については、第3章第1節「防災活動体制」に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<h3>第3節 地震発生時の応急対策等</h3>	<h3>第3節 地震発生時の応急対策等</h3>
<h4>▶ 第1 地震発生時の応急対策</h4>	<h4>▶ 第1 地震発生時の応急対策</h4>
<p><b>1 情報の収集・伝達</b>                      的確な情報の把握や伝達体制を整備し、地震発生時における情報の収集・伝達については、第3章第3節「災害情報の収集・伝達体制」に定めるところによる。</p> <p><b>2 施設の緊急点検・巡視</b>                      町及び施設管理者は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。</p> <p><b>3 二次災害の防止</b>                      地震による危険物施設等における二次被害防止については、第3章第14節「公共土木施設等の応急復旧」、第24節「ライフライン施設等の応急復旧」、第30節「危険物施設等の安全確保」に定めるところによる。                      また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等については、必要な措置を講じる。</p> <p><b>4 救急・救助・医療活動</b>                      ① 救助・救急活動については、第3章第11節「救急・救助活動」に定めるところによる。                      ② 医療活動については、第3章第12節「医療救護活動」に定めるところによる。</p> <p><b>5 消火活動</b>                      消火活動については、第3章第29節「消火活動」に定めるところによる。</p>	<p><b>1 情報の収集・伝達</b>                      的確な情報の把握や伝達体制を整備し、地震発生時における情報の収集・伝達については、第3章第3節「災害情報の収集・伝達体制」に定めるところによる。</p> <p><b>2 施設の緊急点検・巡視</b>                      町及び施設管理者は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。</p> <p><b>3 二次災害の防止</b>                      地震による危険物施設等における二次被害防止については、第3章第14節「公共土木施設等の応急復旧」、第24節「ライフライン施設等の応急復旧」、第30節「危険物施設等の安全確保」に定めるところによる。                      また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等については、必要な措置を講じる。</p> <p><b>4 救急・救助・医療活動</b>                      ① 救助・救急活動については、第3章第11節「救急・救助活動」に定めるところによる。                      ② 医療活動については、第3章第12節「医療救護活動」に定めるところによる。</p> <p><b>5 消火活動</b>                      消火活動については、第3章第29節「消火活動」に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p><b>6 物資調達</b> 物資の調達・供給については、第3章第6節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に定めるところによる。</p> <p><b>7 輸送活動</b> 大規模災害発生時における孤立集落対策等を含めた交通・輸送活動については、第3章第13節「交通・輸送活動」に定めるところによる。</p> <p><b>8 保健衛生・防疫活動</b> 保健衛生・防疫活動については、第3章第19節「防疫・保健衛生活動」に定めるところによる。</p> <p><b>▶ 第2 資機材、人員等の配備手配</b></p> <p>資機材、人員等の配備手配については、第3章第25節「防災資機材及び労働力の確保」に定めるところによる。 また、町職員の配備体制については、第3章第1節「防災活動体制」に定めるところによる。</p> <p><b>▶ 第3 他機関に対する応援要請</b></p> <p>大規模災害発生時における孤立集落の把握等を含めた他機関に対する応援要請については、第3章第8節「相互応援活動」及び第9節「海外からの支援の受け入れ」に定めるところによる。</p>	<p><b>6 物資調達</b> 物資の調達・供給については、第3章第6節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に定めるところによる。</p> <p><b>7 輸送活動</b> 大規模災害発生時における孤立集落対策等を含めた交通・輸送活動については、第3章第13節「交通・輸送活動」に定めるところによる。</p> <p><b>8 保健衛生・防疫活動</b> 保健衛生・防疫活動については、第3章第19節「防疫・保健衛生活動」に定めるところによる。</p> <p><b>▶ 第2 資機材、人員等の配備手配</b></p> <p>資機材、人員等の配備手配については、第3章第25節「防災資機材及び労働力の確保」に定めるところによる。 また、町職員の配備体制については、第3章第1節「防災活動体制」に定めるところによる。</p> <p><b>▶ 第3 他機関に対する応援要請</b></p> <p>大規模災害発生時における孤立集落の把握等を含めた他機関に対する応援要請については、第3章第8節「相互応援活動」及び第9節「海外からの支援の受け入れ」に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p><b>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</b></p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、施設等の整備をおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。</p> <p>▶ <b>第1 建築物、構造物等の耐震化</b></p> <p>防災拠点となる施設や多くの住民が利用する施設について、優先度の高いものから順次、耐震化を進めるものとする。</p> <p>▶ <b>第2 避難地の整備</b></p> <p>避難場所、避難所等について、広報誌等を活用し事前に関係住民に対し避難場所等の周知徹底を図るとともに、施設の耐震化を進めるものとする。</p> <p>▶ <b>第3 避難路の整備</b></p> <p>丸森町地域防災計画第2章第11節 避難収容対策 第3「避難路の確保」に基づき整備を行うとともに、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のための体制を優先的に確保する等の措置を講じるものとする。</p> <p>▶ <b>第4 消防用施設の整備</b></p> <p>町は、消防用施設及び消防用資機材の整備、充実を図る。</p> <p>▶ <b>第5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備</b></p>	<p><b>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</b></p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、施設等の整備をおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。</p> <p>▶ <b>第1 建築物、構造物等の耐震化</b></p> <p>防災拠点となる施設や多くの住民が利用する施設について、優先度の高いものから順次、耐震化を進めるものとする。</p> <p>▶ <b>第2 避難地の整備</b></p> <p>避難場所、避難所等について、広報誌等を活用し事前に関係住民に対し避難場所等の周知徹底を図るとともに、施設の耐震化を進めるものとする。</p> <p>▶ <b>第3 避難路の整備</b></p> <p>丸森町地域防災計画第2章第11節 避難収容対策 第3「避難路の確保」に基づき整備を行うとともに、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のための体制を優先的に確保する等の措置を講じるものとする。</p> <p>▶ <b>第4 消防用施設の整備</b></p> <p>町は、消防用施設及び消防用資機材の整備、充実を図る。</p> <p>▶ <b>第5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備</b></p>

改正案	現行
<p>町は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」における緊急輸送道路及びそれらと町内の拠点施設（役場庁舎、各公民館、避難所、医療施設、消防署など）を結ぶ道路について、耐震性の確保や危険箇所の改善など災害対策を進めるものとする。</p> <p>▶ <b>第6 通信施設の整備</b></p> <p>町及びその他防災関係機関は第3章第3節「災害情報の収集・伝達」に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信手段を確保する。</p> <p>▶ <b>第7 孤立地域への対応</b></p> <p>地震により孤立が懸念される地域の把握に努めるとともに、的確な救援・救助の実施のために必要な対策を講じるものとする。</p>	<p>町は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」における緊急輸送道路及びそれらと町内の拠点施設（役場庁舎、各公民館、避難所、医療施設、消防署など）を結ぶ道路について、耐震性の確保や危険箇所の改善など災害対策を進めるものとする。</p> <p>▶ <b>第6 通信施設の整備</b></p> <p>町及びその他防災関係機関は第3章第3節「災害情報の収集・伝達」に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信手段を確保する。</p> <p>▶ <b>第7 孤立地域への対応</b></p> <p>地震により孤立が懸念される地域の把握に努めるとともに、的確な救援・救助の実施のために必要な対策を講じるものとする。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第5節 防災訓練計画</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町及び防災関係機関等が実施する地震防災訓練については、第2章第16節「地震防災訓練の実施」に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 防災訓練計画</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町及び防災関係機関等が実施する地震防災訓練については、第2章第16節「地震防災訓練の実施」に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p><b>第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</b></p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。</p> <p>▶ <b>第1 町職員及び住民等に対する教</b></p> <p>町職員及び住民等に対する防災教育について、第2章第17節「防災知識の普及」に定めるところによる。</p> <p>▶ <b>第2 町職員及び住民等に対する広</b></p> <p>町職員及び住民等に対する広報について、第3章第4節「災害広報活動」に定めるところによる。</p> <p>▶ <b>第3 相談窓口の設置</b></p> <p>地震対策の相談窓口については、第3章第7節「相談活動」に定めるところによる</p>	<p><b>第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</b></p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。</p> <p>▶ <b>第1 町職員及び住民等に対する教</b></p> <p>町職員及び住民等に対する防災教育について、第2章第17節「防災知識の普及」に定めるところによる。</p> <p>▶ <b>第2 町職員及び住民等に対する広</b></p> <p>町職員及び住民等に対する広報について、第3章第4節「災害広報活動」に定めるところによる。</p> <p>▶ <b>第3 相談窓口の設置</b></p> <p>地震対策の相談窓口については、第3章第7節「相談活動」に定めるところによる</p>